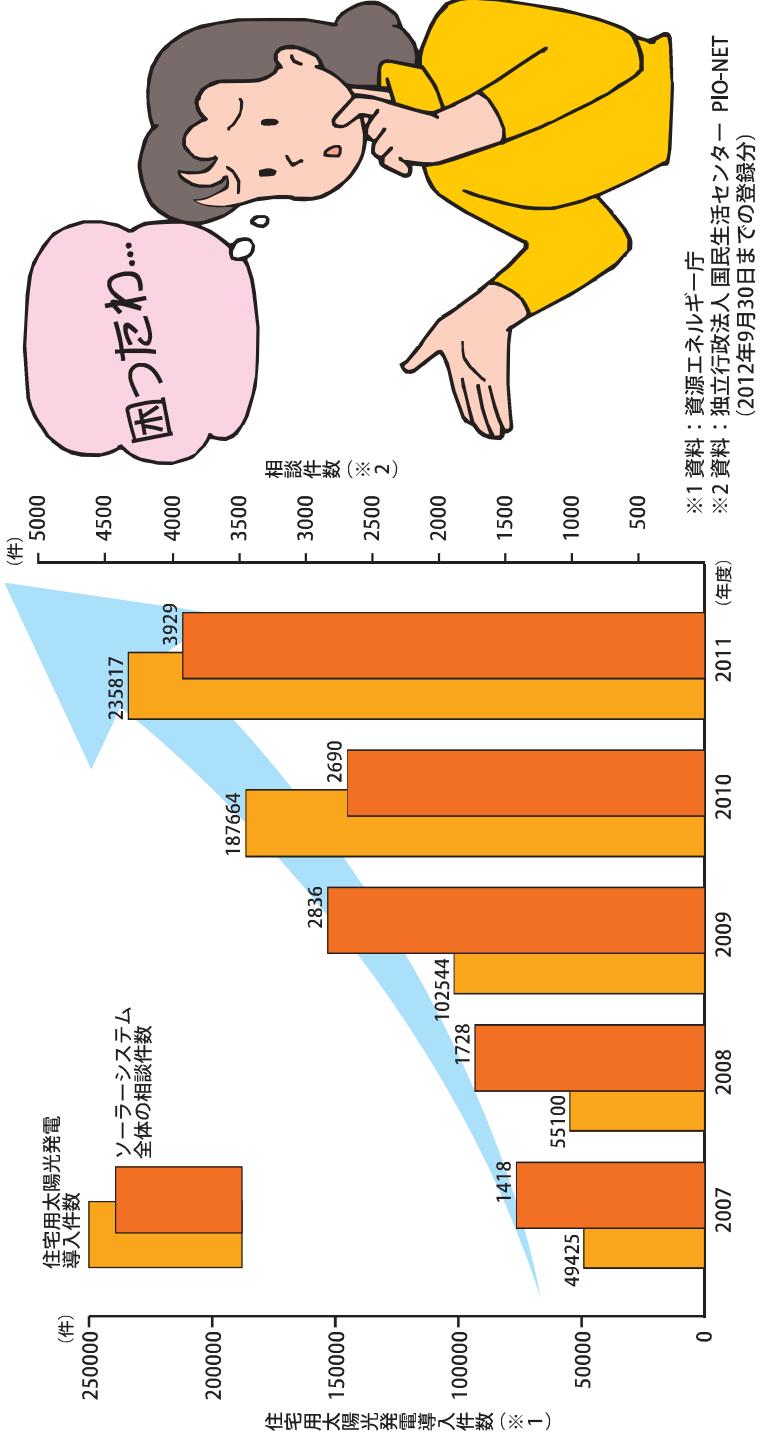


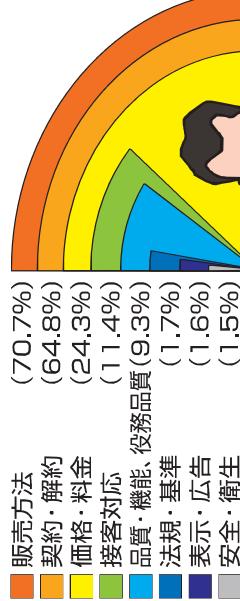
太陽光発電トラブルに注意！太陽光発電のトラブルと対策。

太陽光発電システムの普及とともに、トラブルの相談が増加しています。ソーラーシステムのなかでも太陽光発電システムは、消費者の環境意識の高まり、補助金制度や固定価格買取制度により、今後さらに普及が進むことが予想されますが、消費者相談の内容や対処方法について知識をもつておくことが大切です。



知つておいてください。こんな相談が寄せられています。

2011年度の相談件数(3929件)を100%とした割合



具体的な相談内容としては、

- 「補助金があるので自己資金は一切かからない」
- 「売電によって機器代が貰える」
- 「パワーコンディショナは永久的に使え、買い替えの必要はない」
- といった不実告知ともとれる過剰なセールストークや不正確な説明に関する相談が目立ちます。
- また、長時間勧誘や夜間勧誘などの迷惑勧誘や、お得感を過度に強調する、契約を急かす、といった販売方法を受け、「業者の信用性や苦情の有無を知りたい。」「解約したい。」「クーリング・オフの仕方を教えて欲しい。」といった相談が多く寄せられています。



よくある相談内容と対処方法



不実告知（不正確・過剰な説明）に関する相談

相談例 「売電で約2万円のローンが払える」と言われたので契約したが、多い月でも1万円程度しか売電収入が入らない。

相談例 「国」の補助金が受けられる」と言われて契約したが、設置したシステムが補助金の要件から外れていることがあります。自宅に業者が来て、補助金申請に間に合うようにとせかされて契約したが、補助金の申請は既に締め切られていたことがわかった。解約したい。

迷惑な勧説方法に関する相談

相談例 説明に来訪した業者に長時間、強引に勧められ契約してしまった。クーリング・オフの仕方を教えてほしい。

相談例 はつきり断っているのに、しつこく何度も家に来て困っている。対処法を教えてほしい。「キャンペーンの最後の1棟なので急いで契約した方がいい」「今日契約しないと、この金額では契約できない」等と執拗に勧説されて契約してしまった。

施工に関する相談・その他

相談例 太陽光発電システムを取り付けたが、工事がすさんで雨漏りが発生。補償してほしい。

相談例 訪問販売で家に来た業者と契約したが、信頼できる業者かどうか教えてほしい。



消費者トラブルは、消費生活相談窓口にご相談下さい。

不適切な勧説を受けた場合など、なにかおかしいなと思ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等へ相談してください。

・勧説前に勧説目的を告げない・迷惑な勧説をする・クーリングオフ（一定期間の無条件契約解除）を妨害する等
利益を得ることが確実であると誤解される

・消費者ホットライン Tel.0570-064-370（お近くの消費生活相談窓口をご案内します。）

また、特定商取引法の申出制度により国や都道府県に対し悪質事業者についての情報提供をすることが可能です。

申出を希望する方への助言・指導などは下記法人が受け付けていますのでお問い合わせください。

（財）日本産業協会 Tel.03-3256-3344

また、申出書の提出先は、「消費者庁長官」「経済産業局長」「都道府県知事」のいずれも可能です。

・消費者庁ホームページ 申出制度 <http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m01>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。